

IELTS Life Skills 受験規約

第 1 条 総則

IELTS は、International English Language Testing System の略語で、IELTS Life Skills（以下「当テスト」という）は、ブリティッシュ・カウンシル、IDP：IELTS オーストラリア、ケンブリッジ大学英語検定機構（Cambridge Assessment English）で構成される IELTS SELT Consortium が運営する試験です。以下に規定する受験規約（以下「本規約」という）では、Declaration 及び Notice to Candidates 等に基づいて当テストの申込者および受験者の権利と義務が規定されています。当テストの申込者および受験者は、本規約の内容を理解し、同意して申し込みをしているので、本規約を遵守する義務があります。なお、IELTS For UKVI の受験については「IELTS For UKVI 受験規約」を、IELTS の受験については「IELTS 受験規約」を、「IELTS on Computer」の受験については「IELTS on Computer 受験規約」をご確認ください。

申込時

第 2 条 受験資格・条件

1. 年齢・職業・学歴などは問いませんが、受験年度で満 16 歳以上であることが望ましいです。
2. 18 歳未満の方が受験する場合は、保護者が署名した Child Safe Collection Consent の提出が必要となります。
3. 同一試験回に当テストを重複して申し込みおよび受験することはできません。受験した場合は、すべて失格になり、試験結果の開示はありません。
4. 当テストをパス（合格）された方は、その後 2 年間は受験できません。
5. 協会は、申込者が次に掲げる事由に該当する場合には、申込者による当テストの受験を断ることがあります。
 - (1) 申込者が、当テストを利用して第三者の権利を侵害し、または違法行為をなすおそれがあると協会が判断したとき。
 - (2) 申し込みが英語力の証明という試験目的から逸脱していると協会が判断したとき。

第 3 条 申し込み等について

1. 試験概要の確認

Declaration、Notice to Candidates、当テストウェブページ等を閲覧し、受験料、試験時間等の試験の概要および受験上の案内や注意事項等を確認・同意の上、申し込みを行ってください。

2. テスト形式

当テストは、CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）で示される A 1 レベル、B 1 レベルの 2 種類があり、いずれもリスニング、スピーキングで構成されています。どちらを受験する必要があるかは受験お申し込み前に出願先及び提出先機関へご確認ください。

3. 受験登録

- (1)申し込みは定員制となっています。申込締切は希望試験日 4 日前 23 時 59 分です。ただし、定員に達してしまった場合は、それよりも早く締め切る場合があります。
- (2)受験登録は「Confirmation of completion of IELTS registration and acceptance of application」のメール（以下 Confirmation Mail）が届いた時点で完了します。登録手続の不備によって申込みが完了しなかった場合であっても、協会は責任を負いません。この「Confirmation Mail」は受験料の支払を協会が確認した段階で送信されます。「Confirmation Mail」が届かない場合には、必ず協会にお問い合わせください。

(3)パスポートについて

受験登録には、受験日当日有効なパスポートが必要です。試験日前にパスポートを更新した場合、必ずテストの 4 日前の 23 時 59 分までに、更新後のパスポート番号、有効期限、国籍、対象の試験日を管轄のテストセンターにメールにてご連絡いただく必要があります。上記の手続きに不備があった場合には受験ができず、一切の返金もできません。

(4)受験登録の際の注意事項

ア.受験登録の過程で、モジュール・試験日・受験都市等の情報について誤った情報が入力された場合であっても、協会は、入力された情報の修正等はいりません。

イ.申込締切までに受験登録を完了させなかった場合、協会は受験登録を完了させることは行いません。

ウ.申込をした試験を誤ってキャンセルした場合、協会はキャンセルの取り消しをすることを行いません。

エ.支払期間内に受験料を支払わなかった場合、受験登録は自動キャンセルされます。

(5)以下に該当する場合、当テストの受験はできません。

- ・受験登録のすべての手順を完了させなかった場合
- ・支払期間内に受験料を支払わず自動キャンセルになった場合
- ・受験料支払い手続き完了前に、申込者が申込内容に虚偽の内容を記載したことが発覚したとき
- ・申込者が受験料の支払を現に怠ったとき
- ・受験料支払い手続き完了前に、申込者が受験料の支払を怠るおそれがあると協会が判断したとき
- ・その他受験料支払前に受験登録を含む受験に必要な手続きに不備があった場合

(6)以下に該当する場合、当テストの受験及び一切の返金はできません。

- ・試験当日に受験登録時に使用した当日有効なパスポート原本（試験日前にパスポートを更新した場合は、更新したパスポート原本）を持参できなかった場合
- ・更新したパスポートについて本規約第 3 条第 3 項(3)イに定める手続を正しく行わなかった場合
- ・受験料支払手続き完了後に、申込者が申込内容に虚偽の内容を記載したことが発覚したとき
- ・その他受験料支払い手続き完了後に受験登録を含む受験に必要な手続きに不備がある状態で申込締切を過ぎた場合

(7)以下に該当する場合、当テストの受験はできますが、一切の返金はできません。

- ・協会が主催する当テスト以外の各種試験（通常の IELTS を含む）、または協会以外が主催する各種試験に申込登録をすべきところ、誤って当テストに申し込みをし、申込締切を過ぎた場合
- ・その他受験登録を含む受験に必要な手続きに不備がない場合で、申込締切後に、申込者及び受験者の都合等によって受験料の返金を希望する場合

4. 申し込みのキャンセル等

(1)キャンセルは、受験登録完了時点から、希望試験日の前日まで行うことができます。支払い手続きが完了している場合でキャンセル申請が受理されたときは、希望試験日から逆算したキャンセルタイミングに応じた手数料が発生し、後日、キャンセル手数料を差し引いた残金を銀行振込にて払い戻します。試験日当日または試験日以降はキャンセルはできず、一切の返金はできません。キャンセル手数料は以下に示した金額が発生します。

ア.試験日まで 15 日以上の場合：受験料の 25%

イ.試験日まで 3 日から 14 日の間：受験料の 50%

ウ.試験日まで 2 日から前日の間：受験料の 75%

(2)キャンセルが受理された場合には、協会からキャンセル受理の案内メールが当テスト ID 取得時に登録したメールアドレスに送信されます。キャンセル手続をしたにもかかわらず、案内メールが届かない場合には申込締切前までに必ず管轄のテストセンター宛に連絡してください。

5. 試験の変更

変更は、受験登録完了時点から、変更前の試験日の 15 日前の 23 時 59 分まで、かつ変更希望先に空席がある場合にかぎり、モジュール・試験日・受験都市のうち一部またはすべてを 1 回のみ無料で可能です。2 回目以降は都度手数料がかかりますので、管轄のテストセンターにご連絡ください。

6. 当日欠席の場合の対応

(1)以下に当てはまる場合は、当日欠席されても、証明書と申請書の提出に

よって、振替受験または所定の手数料（受験料の **25%**）を差し引いた金額の払い戻しが認められる場合がありますので、試験日の翌営業日 **17 時**までにメールまたは電話にて管轄のテストセンターに連絡してください。なお、振替受験については **11 条 1 項**ないし **2 項**の規定を準用します。

ア.公共交通機関【船、飛行機、電車、バス等の公共交通機関(タクシーを除く)】の遅延(交通網の麻痺も含む)である不可抗力による遅刻によって、試験開始時間までに受付を済ませることが不可能な場合(公共交通機関発行の証明書の提出が必要です。ただし、当該証明書の内容によっては返金できないケースがあります)※

※払い戻しに必要な証明書は原本とします。また、証明書の提出は、試験から **3 営業日後の 17 時**必着で管轄のテストセンター宛に郵送してください。

(2)以下に当てはまる場合は、当日欠席されても、証明書と申請書の提出によって、所定の手数料（受験料の **25%**）を差し引いた金額の払い戻しが認められる場合がありますので、試験日の翌営業日 **17 時**までにメールまたは電話にて管轄のテストセンターに連絡してください。

ア.試験当日に重篤な疾患（インフルエンザを含む）により受験が不可能な場合（軽症、風邪等の場合は適用されません。診断書の内容によっても返金できないケースがありますので、管轄のテストセンターへ確認してください）※

※払い戻しに必要な証明書は原本とします。また、証明書の提出は、試験から **5 営業日後の 17 時**必着で管轄のテストセンター宛に郵送してください。

イ.三親等以内の親族の死去に伴い、通夜・葬儀・告別式・初七日に出席する場合（試験当日に通夜・葬儀・告別式・初七日が行われたことを証明する死亡診断書や会葬礼状等の書類の提出が必要です）※

※払い戻しに必要な証明書は原本または原本のコピーとします。また、証明書の提出は、試験から **5 営業日後の 17 時**必着で管轄のテストセンター宛に郵送してください。

7. 特別措置について

全ての受験者の英語能力を公平かつ正確に評価するため、当テストでは特別措置が用意されています。詳細については、管轄のテストセンターにお問い合わせください。

第 4 条 試験日時・試験会場について

1. 協会は、試験日時・試験会場について、ご希望に沿うよう努力しますが、受験登録手続きで希望された試験日時・試験会場を変更し、または廃止する場合があります。
2. 確定した試験日時はメールにてご連絡いたします。チェックイン開始時間を厳守してください。遅刻者の受験は原則として認めていません。

第 5 条 受験票について

1. 受験票は送付していません。受験の詳細はメールにてご確認いただけます。

受験時

第 6 条 受験者情報の登録・確認

1. 当テストはセキュリティ管理の高い試験であるため、受験をする際には受験者情報の登録・確認をする必要があります。そのため、試験当日は、受付時間内に署名のサンプルの取得、右手人差し指の指紋登録及び顔写真の撮影・登録を行います。遅刻やパスポート不備等により、受付時間内に受験者情報の登録・確認を完了できなかった場合には、どの技能も受験することができません。この場合、受験料の返金および振替受験はできません。写真撮影の際は、眼鏡や顔や頭部を覆う帽子、大きめの髪飾りははずしてください。また、眼鏡を除くこれらのアイテムは試験室への持込みが認められないため、あらかじめ荷物室へ預けてください。当日撮影した写真は成績証明書に使用されます。
2. 登録された指紋情報と顔写真は、試験のセキュリティ管理の目的のもと、試験中のトイレ退出等のタイムログの記録や本人確認の手続きのために使用されます。

第 7 条 受験時の注意事項および禁止事項

1. 注意事項の遵守

(1)試験当日は **Declaration** および **Notice to Candidate** の内容の他、**Confirmation Mail**、問題冊子表紙、試験監督者の試験当日のアナウンス及び会場に掲示された注意事項・禁止事項を確認し、遵守してください。

(2)試験環境・試験実施プロセス等が原因で、体調等の悪化をきたし、試験結果に影響したと思われる場合、その他試験運営に関するクレームがある場合には、試験当日中に試験監督・試験室の責任者に申し出てください。なお、当テストグローバル規定により試験当日以外の申し出には一切対応しません。

2. 第三者による受験の禁止等

試験当日に当テストを受験することができる権利は申込者本人のみであり、第三者による代理受験および受験権利の譲渡は禁止されており、不正行為とみなします。また、試験当日に本人確認ができないとき、または申し込みの事実が確認できないときは、当テストの受験ができません。

3. 所持品の管理

試験会場内に持ち込む携行品は専用荷物室に置いていただき、施錠をして管理を行います。協会は盗難、紛失その他について一切責任を負いかねますので、必要最小限の持ち物で来場してください。

第 8 条 受験時の持参物

1. 必須持参物

・パスポート：テスト当日に有効期限内・原本に限ります。申し込みの際に登録されたパスポート番号と試験当日に提示するパスポートの番号が一致している必要があります。

2. 持ち込み・使用が許可されるもの

・パスポートの原本（カバーやシールをはずした状態）

3. 持ち込み・使用が禁止となるもの

(1)前項に掲げるもの以外は「手荷物」と定め、協会が指定する場所に置き、テスト室への持ち込み・使用を禁止とします。健康上の理由等やむを得ない理由により持ち込み・使用を希望するもの（目薬・松葉杖、常備薬等）については、必ず、事前に受験日の 2 週間前までに管轄のテストセンター宛に申請を行う必要があります。

(2)協会は受験者の手荷物について一切の責任を負いかねますので、貴重品を試験会場に持ち込まないでください。

第 9 条 問題漏えいの禁止

当テストの試験内容は非公開です。試験問題の一部または全部の複製および外部への開示・漏えい（インターネット等への掲載・投稿を含む）は、一切禁じ、不正行為とみなします。

第 10 条 撮影等その他試験情報の漏えいの禁止

試験会場内での録音・撮影行為、また試験に関して知り得た情報全般を他者に開示し公開することを一切禁じます。

第 11 条 遅刻時の対応

(1)試験開始時間までに受付を済ませることができなかった場合を「遅刻」と定義し、遅刻者の受け入れは一切行いません。遅刻の場合は、その場で受験資格が失効します。また、振替受験、返金等には一切応じかねますので、当日は時間に余裕をもって会場受付まで来場してください。

(2)テスト実施日に公共交通機関【船、飛行機、電車、バス等（タクシーを除く）】の遅延（交通網の麻痺も含む）である不可抗力による遅刻が発生した場合は、試験当日に遅延証明書の原本を持参した上で試験会場に来場してください。その際、当日の担当者に遅延証明書の原本を提出し、「遅延証明書・誓約書」に記入していただきます。記入していただけない場合は、受験を認めず、その場で受験資格は失効します。また、記入内容について後日管轄のテストセンターより本人宛に電話またはメールにて確認および追加での情報の提出をお願いする場合があります。「遅延証明書・誓約書」

の内容および提出された書類・情報を精査したうえで、テストセンターが例外的な受験の対象に該当しないと判断した場合には、当日受験した場合であっても、試験結果の開示はありません。

(3)遅延証明書原本、および「遅延申告書・誓約書」の記入をもって、例外的に受験できる場合がありますが、会場への到着時刻によっては、当日中の振替が認められない場合もあります。その場合は、翌営業日 17 時まで管轄のテストセンター宛に当日使用した経路、乗車時刻および遅延証明書原本の提出により別日への振替受験を希望する旨の意向をメールにて連絡してください。会場への直接の連絡は禁止します。なお、振替を希望する日時によっては振替が不可能な場合があります。

(4)振替が不可能な場合であっても、第 3 条 6 項(1)に定める手続を行うことにより、所定の手数料（受験料の 25%）を差し引いた金額を払い戻せる場合があります。

第 12 条 試験中の途中休憩及び途中退室について

1. 当テストはリスニングテストとスピーキングテストを同時に実施する形式のため、途中休憩、及び途中退出はできません。試験中に途中退出した場合には、いかなる理由があっても再入室して試験を再開することはできません。

第 13 条 タスクカードの持ち出しについて

タスクカードはいかなる理由においても試験室から持ち出すことを禁止します。万が一持ち出した場合は問題漏えい行為として厳正に対処し、場合によっては法的措置をとります。

第 14 条 試験中の録画・録音について

当テストは、試験室内の様子が録画されます。またスピーキングテストの音声は録音されます。

第 15 条 迷惑行為・不正行為

受験者は、以下の行為に該当する場合またはその他本規約、Declaration、Notice to Candidates、Confirmation Mail、日本版受験者向け情報等に違反する行為(以下「違反行為等」といいます)が認められる場合は、受験資格を失い、違反行為等が認められた日の当テストの受験はできず、試験結果の開示、受験料の返金も受けられません。また、受験者の将来における受験を禁止することがあります。なお、受験者の将来における受験が禁止されたにもかかわらず当テストの申込みをした場合には当該申込みは無効とし、当該申込みに係る受験料の返金もしません。違反行為等の有無の認定は当該違反行為等が行われた当日または協会内で協議の上後日、違反者に対して口頭または書面にて通知するものとします。

- ・試験を実施する部屋への電子機器、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、腕時計、置時計、ストップウォッチ、参考書、辞書、ポケットベル、スペルチェッカー、レコーダー等の持ち込みや使用
- ・試験監督者の指示に従わない場合
- ・円滑な試験実施を妨げる行為
- ・試験を実施する部屋への、第 8 条 1 項及び 2 項で定めたもの以外の持ち込み（お財布、通信機器、めがねケース、シャープペンシル、帽子、ひざ掛け、コート、食べ物、ハンカチ、事前にテストセンターより許可を得ていない医薬品や目薬、その他試験実施に支障が生じるおそれがある物などの持ち込みは禁止されています）
- ・受験者が心神耗弱、薬品、飲酒等による自己喪失など、受験者本人の安全確保が困難であると試験運営スタッフが判断した場合、他の受験者に不安感を与える可能性があるかと判断した場合
- ・暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められる場合
- ・試験会場で大声、咳、放歌及び喧騒な行為その他で他受験者に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼしたりした場合
- ・協会及び当テストテストパートナーが受験登録及び受験の際に申込者及び受験者から提出された資料等について改ざん・偽造等の不正があると判断した場合・その他試験実施に際し不適切な行為があった場合

第 16 条 インフルエンザその他感染症について

インフルエンザその他感染症＜学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）第 18 条に定める各種感染症を指す。以下同様＞に罹患している場合、および医師の診断を受けていなくても罹患が疑われる場合は、受験を控えてください。インフルエンザその他感染症に罹患している、または罹患が疑われる場合、試験会場にて受験を断ることがあります。この場合、振替受験や第 3 条 6 項(2)の手続に準じて受験料を払い戻します。

受験後

第 17 条 試験結果について

1. 当テスト公式の成績証明書（Test Report Form）には、「PASS」または「FAIL」による試験結果と CEFR レベルがテスト結果として表示されます。この結果はテスト当日より 2 年間有効となっています。当テストの試験結果は、通常、テストの 6 日後に管轄のテストセンターから郵送で公式な成績証明書 (Test Report Form)の原本を登録された住所宛に送付します。受験者に送付する成績証明書は 1 通のみです。なお、電話や E メールでの結果の通知はしていません。
2. 成績証明書は、受験者が提出したパスポート上の名義で発行されます。万が一、成績証明書の個人情報に誤りがあった場合には、試験を受けたテストセンターに変更依頼を提出してください。その際、正しい個人情報を証明できる書類の提出が必要になります。当テストセンターで個人情報の変更が不可能な場合には、ブリティッシュ・カウンシル英国本部(ielts@britishcouncil.org)に相談してください。なお、試験結果の受領後に名前の変更があった場合でも、成績証明書上の氏名の変更はできません。何らかの不測の事情によって、当テストテストパートナー側が受験者の成績証明書の再発行を認めた場合でも、新しい成績証明書は原本と同様の氏名で印字されます。
3. 受験者の試験結果に関して、当テストテストパートナーが何らかの確認作業が必要と判断した場合には、試験日の 6 日後に試験結果が発行されない場合があります。また、例外的事情によって、テストのいくつかの技能の再受験をお願いする場合があります。
4. 万が一、受験者や受験者の所属機関が試験結果に何らかの改ざんを加えて試験結果を認定機関に提出した場合、当該受験者の試験結果を取り消します。
5. 受験者は当テストの試験結果が出るまでの過程の成果物を閲覧することができません。

第 18 条 問題内容・採点結果異議申し立て

試験結果に疑問がある場合、当テストテストセンターに再採点（Enquiry on Results）を申請することができます。申込受付期間はテスト受験日から 39 日以内となります。どの技能の再採点を希望するかは、自身で指定することが可能です。このサービスは有料ですが、再採点の結果スコアが上がり、かつ再採点の申請者が送金先口座として日本国内の銀行口座を指定した場合に限り、返金されます。ただし、再採点の結果の如何にかかわらず、再採点を申請した試験以降に申込をした試験については、申込締切を過ぎてのキャンセルはできず、受験料の返金はしません。再採点の結果が出るまでには、原則として 3 週間前後かかります。なお、申請中はオリジナルの結果が一旦凍結となり、テストセンターでは認定機関等への成績送付ができません。

一般条項

第 19 条 禁止事項

1. 申込者および受験者は、Declaration、Notice to candidates、受験確認書、当テストウェブサイト、試験会場等で示される禁止事項に従うものとします。
2. 申込者および受験者が前項に該当する禁止事項を行った場合、協会は、当テストの受験を承諾しないことがあります。また、受験者が当テストの受験後に禁止事項を行ったことが判明した場合には、協会は試験結果の開示をしません。

第 20 条 再委託

1. 協会は、申込者に対する当テストの運営に必要な業務の全部または一部を、協会の指定する第三者（以下「再委託先」という）に委託できるものとし、当該委託に伴って、再委託先に対し、当テスト申し込みの際に入力された個人情報、試験当日に提供された個人情報及びその他当テスト受験のために提供された個人情報を提供することがあります。
2. 前項の場合、協会は、再委託先に対して、必要かつ適切な監督を行うものとします。
3. 協会が再委託先に委託をした場合であっても、協会は、従前どおり、協会に課せられている義務を負担するものとします。

第 21 条 機密保持

1. 申込者および受験者は、当テストの申し込みおよび受験にあたって協会より開示された、または知り得た営業上または技術上の機密情報を機密として保持し、当テストの申し込みおよび受験以外に使用せず、第三者に開示・漏えいしてはならないものとします。
2. 前項の規定は、当テストに関するサービスの利用期間が終了した後も有効に存続するものとします。

第 22 条 当テスト利用についての免責

1. 協会は、試験の中止や受験を断る権利を有します。試験実施を中止した場合、支払い済みの受験料は返金します。
2. 協会は、試験日・試験時間・試験の順番を変更する権利を有します。試験実施や成績表発行に関して中断、中止、遅延等の事態が生じた場合、迅速に業務を再開するために最大限の努力をしますが、協会における対処としては受験料の返金および試験日の変更に限定させていただきます。
3. 協会は、試験運営に支障のないよう万全を期していますが、以下の場合に関してはその責任を負いかねます。
 - ・自然災害を含む、不可抗力により試験運営に関わる業務の遂行できない状況が生じた場合
 - ・協会による書類発送後の郵便事故や不達の場合
 - ・受験者による書類発送後の郵便事故や不達の場合
4. 試験会場における受験者（その保護者等の付添者を含む）間のトラブル等については、協会は一切責任を負いません。
5. 協会は、申込者および受験者が当テストや当テストの設備に蓄積した情報または申込者および受験者が再委託先に蓄積することを承認した情報について、消失、第三者による削除または改ざん等が生じた場合の損害について、協会の故意に基づくものを除き、いかなる責任も負わないものとします。

第 23 条 損害賠償

申込者および受験者は、当テスト受験に際し、協会または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

第 24 条 責任の制限

本規約に別途定める場合を除き、いかなる場合においても協会が申込者および受験者に対して負う責任は、当該受験者が実際に支払った受験料総額を上回るものではありません。

第 25 条 本規約の変更

協会は本規約を申込者および団体申込責任者へ予告することなく変更することがあります。また、変更後の本規約については、協会が別途定める場合を除いて当テストウェブサイト上に表示した時点より効力が生じるものとします。

第 26 条 個人情報の取り扱いについて

1. 協会の個人情報保護に関する基本方針については以下を閲覧してください。
個人情報保護基本方針 <http://www.eiken.or.jp/privacypolicy/>

2. 協会は、申込者および受験者の個人情報を取り扱う団体として、個人情報保護法に従いその保護ならびに適切な管理の遂行に積極的に取り組んでいます。当テスト申し込みの際に入力された個人情報、試験当日に提供された個人情報及びその他当テスト受験のために提供された個人情報(以下、「当該個人情報」という)は、以下の「個人情報の利用目的」に示す項目のために利用し、それ以外の目的に使う場合は申込者および受験者の同意を得た上で行います。なお、申込者および受験者が当テストの利用を終了した場合でも、同様の目的で利用することがあります。また、申込者および受験者の個人情報を正確に保つため、協会に登録されている申込者および受験者の個人情報を更新することがあります。

【個人情報の利用目的】

- ①協会が運営する当テストの運営および統計資料作成等での利用
 - ②協会が運営する事業に関する統計資料等の作成、分析等での利用
 - ③当テスト成績表、成績証明書の送付
 - ④当テストに関するマーケティング活動やアンケート調査
 - ⑤協会の事業・サービスに関する情報提供
 - ⑥問い合わせ、相談への対応
 - ⑦当テストに関連する教材等の情報のご案内
 - ⑧英語に関する業務・セミナー等に関する情報提供
3. 団体申込の場合、当該個人情報は、個人申込同様に協会が取得します。団体申込の場合、当該個人情報は、当該団体及び当該団体の委託を受けた機関に提供され、当該個人情報の内容を当該団体及び当該団体の委託を受けた機関が知ることができます。
 4. EEA加盟国に住む受験者に対する当テストの実施について協会が当テストの申込者または受験者から取得する個人情報は、当テストの円滑な実施、業務運用、スコアレポート発行等のサービスに関わる用途に使用します。個人情報の取り扱いは申込者または受験者との間の契約の履行のために処理が必要な場合、または契約の締結前にその求めに応じて手続きをとるために取り扱いが必要な場合に行われるほか、申込者または受験者の同意に基づいて行われることがあります。協会は申込者または受験者の個人情報の処理の全部または一部を、採点業者等の第三者に委託することがあります。申込者または受験者の情報は、契約の履行のために日本に転送され、協会の日本国内のサーバーに保存されます。取得した個人情報は、法律でそれ以上の期間の保存が求められていない限り、申込者または受験者からの削除要請があった場合または協会が定める保存期間の経過後まで保存されます。申込者または受験者は、法律の認める範囲内で自らの個人情報へのアクセス、訂正、消去または自らに関する処理の制限、もしくは処理に対する異議申し立て、および、提供した個人情報について、構造化され、一般的に利用され機械可読性のある形式で受け取ることおよび提供した個人情報を他の管理者に移行することを協会に要求できます。なお、協会の個人情報の取り扱いに不満がある場合には、EEA加盟国の監督機関に苦情申し立てをすることができます。個人情報が同意に基づいて取り扱われている場合、この同意はいつでも撤回する権利があり、この同意の撤回は、撤回前のデータ処理の適法性に影響をあたえるものではありません。申込者または受験者の情報は契約の履行のために必要であり、これらの情報が提供されない場合には受験、可否の判定またはその通知ができません。

第 27 条 知的財産権

1. 当テストに関する著作権等の一切の知的財産権はブリティッシュ・カウンシル、IDP・IELTS オーストラリア、ケンブリッジ大学英語検定機構に帰属します。また、当テストは日本の著作権法およびその他関連して適用される法律などによって保護されています。
2. 当テストの受験に際して受験者に提供される資料（以下「関連資料」という）の著作権は、協会に帰属し、これらの関連資料は日本の著作権法およびその他関連して適用される法律によって保護されています。

第 28 条 ロシアにおける「好ましくない組織」としての指定について
ブリティッシュ・カウンシルは、ロシア連邦（以下「ロシア」という）において、「好ましくない組織」の登録簿に追加されました。これは、外国政

府と関連性を有する組織がロシア当局によって好ましくないとみなされるという、ロシアの法律の変更に基づくものです。これにより、ブリティッシュ・カウンシルと関係性を持つことは、ロシア国籍を有する者やロシアとのつながりがある者にとって、たとえロシア国外に居住していても、リスクを伴う可能性があります。ブリティッシュ・カウンシルと関係する試験を受験する前に、上記を慎重に勘案し、ご自身に及ぶ可能性のあるリスクを十分にご検討ください。

第 29 条 言語

この規約は日本語を正文とします。この規約につき英文による翻訳が参考として作成される場合においても、日本語の正文が優先するものとします。

第 30 条 準拠法

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 31 条 管轄

当テストの申し込みおよび受験に関連して訴訟の必要が発生した場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

2021 年 1 月 1 日施行
2025 年 9 月 1 日改定
公益財団法人 日本英語検定協会